

第 12 回農業資材審議会飼料分科会

第 11 回同分科会安全性部会

日時：平成 1 7 年 6 月 1 5 日（水）

場所：農林水産省第 2 特別会議室

農林水産省

開 会

○濱本飼料安全管理官 大変お待たせいたしました。荒川先生が遅れて来ると伺っております、まだお見えになっておりませんが、時間もまいりましたので、ただいまから農業資材審議会飼料分科会及び同分科会安全性部会を開会させていただきます。

衛生管理課長あいさつ

○濱本飼料安全管理官 開会に当たりまして、衛生管理課長からごあいさつを申し上げます。

○釘田衛生管理課長 衛生管理課長の釘田でございます。この4月から担当しております。よろしくお願いいたします。

それでは、農業資材審議会飼料分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、急なお願いにもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から飼料安全性の確保に関する諸施策の推進につきましては、御助言、御指導をいただいておりますことを、この場をおかりいたしまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

最近の飼料関係の情勢について、少しお話をさせていただきたいと思います。昨年9月に食品安全委員会より通知のありました、日本におけるBSE対策について、中間取りまとめがございましたけれども、これを踏まえまして、食品安全委員会に飼料規制の実効性確保の強化につきまして、飼料の交差汚染防止等の観点から、飼料の輸入・販売、農家段階におけるチェック体制の強化に関する諸方策について、諮問していたところでございます。

食品安全委員会の答申では、これらについて有効である、または重要であるというふうの評価されておりました、諮問した内容について、科学的に必要性が認められたものというふうに理解しております。

これを受けました、国内措置の見直しの具体的な内容といたしましては3つございまして、1つとしては、輸入業者への飼料原材料の届出の義務化。2つ目が、小売業者への飼

料販売業者としての届出の義務化。3つ目が、農家への地方農政局、都道府県等による監視・指導の強化の3つを行うこととしております。

省令改正のためのパブリックコメントを、5月9日から6月9日まで、1カ月間実施したところでございます。この中で頂戴した御意見は、おおむねこれらの措置をしっかりと講ずるべきというような内容のものでございました。

今後、速やかに国内措置の見直しにつきまして制度改正の手続を行いまして、8月中を目途に、これを施行することとしておるところでございます。

さらに先般、食品安全委員会に米国産、カナダ産牛肉が、国内産と安全性において差がないかにつきまして、食品健康影響評価を諮問したところでございますが、現在、プリオン専門調査会におきまして、この審議を行っていただいております。米国及びカナダにおける飼料規制につきましても、必要な情報を提供していくこととしているところでございます。

この米国産、カナダ産牛肉につきましては、先週末、米国でまた2頭目のBSEが確認されたのかどうか、ちょっと詳細はまだわからないんですけれども、そういった報道もございまして、若干議論先行き不透明なところもございまして、諮問自体は、北米には一定のリスクがあるということを織り込んだ上で諮問してございますので、今回の件で諮問の内容が大きく影響を受けるということはないというふうに、私どもとしては考えております。

いずれにしても、食品安全委員会における審議が円滑に進むよう、リスク管理省庁としても対応してまいりたいと考えているところでございます。

また一方、本年3月に、米国より、我が国で安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシBt10についての情報が報告されたことから、検査体制を整備の上、我が国に輸入される飼料用トウモロコシについて、検査を実施しているところでございますが、これまでに2件のBt10混入が認められております。

現在、全船について検査を実施しているところでございまして、これにつきましては、また後ほど詳しく御説明を申し上げますけれども、今後とも飼料の安全性確保につきまして、万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日御審議いただきます案件は3つでございまして、1件目は、組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認。2件目は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第51条第1項の規定に基づく飼料の指定。3件目が、飼料の公定規格の改正。こ

の3つでございます。

委員の皆様方におかれましては、十分な御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

分科会長あいさつ

○濱本飼料安全管理官 初めに、本年4月、農業資材審議会令第3条第1項の規定に基づきまして、農業資材審議会の委員の交代がございました。委員、臨時委員、専門委員が変更となっております。

また、同審議会令第5条第3項及び第6条第3項の規定に基づきまして、飼料分科会及び安全性部会に属する委員の互選が行われまして、矢野委員が飼料分科会長及び安全性部会長に選任されております。

それでは、矢野分科会長及び安全性部会長からごあいさつをいただきたいと思います。

○矢野分科会長兼部会長 ただいま御紹介にあずかりました、矢野です。

この飼料分科会、安全性部会、飼料の安全性並びに品質の確保ということで、非常に大事な委員会だと理解しております。まだ不慣れですが、皆様方、御協力をよろしくお願いいたします。

○濱本飼料安全管理官 これからの議事の進行は、分科会長及び安全性部会長である矢野委員にお願いしたいと思います。

委員の出席状況及び委員の異動状況

○矢野分科会長兼部会長 それでは事務局から、委員の出席状況及び委員の異動状況について、御報告をお願いします。

○濱本飼料安全管理官 委員の出欠状況、異動状況について御報告申し上げます。

まず、出欠状況でございますが、石綿委員、犬伏委員、大久保委員、中川委員から本日、御欠席との通知をいただいております。

それから、委員の異動状況でございます。まず、退任されました委員の方ですが、阿部亮先生、岡村登先生、小川絵里先生。

退任された臨時委員の先生ですが、武田明治先生、松生彌生先生、渡邊秀一先生。

新規に委員になられた先生といたしまして、荒川宜親先生、渋谷直人先生、矢野秀雄先生。

新規に臨時委員になられた先生でございますが、鬼武一夫先生、渋谷淳先生、中川平介先生、中澤裕之先生が任命ということになっております。

以上でございます。

配付資料の確認

○矢野分科会長兼部会長 続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○濱本飼料安全管理官 済みません、新規の臨時委員の先生の名前を読み間違えまして、渋谷淳先生が正しい名前です。失礼いたしました。

資料の確認をさせていただきます。お手元に、第 12 回農業資材審議会飼料分科会・第 11 回同分科会安全性部会配付資料一覧があるかと思いますので、それに従いまして確認させていただきますと思っています。

資料 1 が、本日の議事次第でございます。資料 2 が、出席者名簿。資料 3－1 が、委員名簿になってございます。資料 3－2 が、安全性部会の方の委員名簿となっております。資料 4 が、農業資材審議会の審議会令になってございます。資料 5 が、諮問文でございます。資料 6 が、ウランドアップ・レディー・テンサイ H 7－1 系統に関する安全性確認の資料でございます。資料 7 が、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 についてでございます。資料 8 として、公定規格の改正の資料を準備しております。資料 8 につきましては、後ほど配るということだそうでございます。

それから参考資料といたしまして、飼料規制の実効性確保の強化という資料をつけてございます。御確認いただきたいと思います。

○矢野分科会長兼部会長 よろしいでしょうか。

議 事

○矢野分科会長兼部会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず事務局から、諮問事項の説明をお願いします。

○濱本飼料安全管理官 資料 5 をごらんください。

諮問事項、今回盛りだくさんでございますが、順番に説明させていただきたいと思います。

まず、1ページでございます。平成15年7月25日付で諮問させていただいております、ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統についての、安全性確認の申請でございます。これについて御審議いただきます。

申請のありました、「組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を行うことについて」ということでございます。

2ページでございます。平成17年6月13日付で諮問させていただいております。1つ目が、組換えDNA技術によって得られた生物の混入基準の改正でございます。

2番目が、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 について御審議いただくこととしております。

3ページでございます。平成17年6月13日付で諮問させていただいております。まず、1の方が公定規格の改正の可否でございまして、2の方が飼料安全法第51条第1項の規定に基づく法第3条第1項の規定により定められた規格に合わない飼料に該当するおそれがある飼料の指定ということでございます。

4ページにつきましても、公定規格の改正でございます。本日、この4枚の諮問について御審議いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

○矢野分科会長兼部会長 ただいまの御説明について、御質問等はございませんか。

それでは、議事4（1）「組換えDNA技術応用飼料の安全性確保について」ということで、組換えDNA技術応用飼料の安全性確認についてです。

事務局から、概要について御説明をお願いします。

（1）組換えDNA技術応用飼料の安全性確認について

○濱本飼料安全管理官 資料6をごらんいただきたいと思います。

ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統の安全性確認の件でございます。その概要を説明させていただきたいと思います。

先ほど諮問のところで、資料5の1ページにございましたけど、この諮問案件でございまして、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物につきましては、飼料安全法に基づきまして、その安全性につき、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならないという

ふうになされております。

組換えDNA技術応用飼料であります、ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統の安全性の確認について申請がございましたことから、その安全性について御審議いただくこととしております。

資料6の9ページをごらんください。このラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1の具体的な内容についてでございます。Ⅱのところ、確認対象飼料の概要を見ていただきますと、ここのものにつきましては、除草剤グリホサート耐性を持っている、日本モンサント株式会社が申請した、遺伝子組換えテンサイでございます。

このH7-1系統は、グリホサート存在下でも機能するCP4 EPSPSたん白質を発現する遺伝子を導入しておりまして、グリホサートの影響を受けずに生育できるというものでございます。

これにつきましては農業資材審議会の方で、12年12月27日から審議が始まりまして、平成15年7月29日にもう一度審議をやり直すという形で、組換え体委員会で再度審議が行われております。ここは法制度上の変更がございましたために、リセットがかかっておるものでございます。

その中の審議でございますが、遺伝的素材、家畜等の安全な飼養経験、飼料の構成成分と、それから既存種と新品種との使用方法の相違等について審議していただいております。

その結果につきまして、平成16年12月24日の安全性部会において議論いただきまして、最終的に既存の飼料と比較して、安全性が確認できるというふうに判断されたものでございます。

これにつきましては、さらに平成16年9月に、食品安全委員会での審議もいただいております。食品安全委員会の審議につきましては、4ページに審議結果が記載されております。

5ページをごらんいただきますと、食品健康影響評価結果ということで、このラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1については、既にその時点で食品としての安全性評価が終了していたこと。それから、本製品については収穫中に当然グリホサート等が使用されるということで、そういった点の残留の問題等を審議していただきまして、結果として食品健康影響評価がなされた結果、当該飼料を家畜から摂取することによる、畜産物の安全性の問題はないというふうに判断されておるものでございます。

このように、食品安全委員会と農業資材審議会の安全性部会の結論を得まして、それを

パブリックコメントという形で出しています。

それにつきましては、一番後ろのページをごらんいただけますでしょうか。パブリックコメントを求めましたところ、2件の意見が寄せられております。本日は、このパブリックコメントの結果も参考にして、議論をしていただきたいと思いますと思っておるわけでございます。

この意見の概要を読ませていただきます。No.1でございます。「生育を阻害しないと確認されたとのことですが、当初はBSEにしてもその危険性が予知できないまま放置されてきた結果が今に至っていると思います。米国から牛肉を輸入をする・しないでこれだけでもめているときに、新しい、自然の原理では消費者が理解できない技術の導入を認めてしまうことが、10年先、20年先の社会にどのように影響するか、考えていただきたいと思います。何も問題ないかもしれないし、今試験されている牛たちが5年後におかしなことになるかもしれません。さらに、その牛の牛乳や肉を食した人間がどうなるかまで、時間をかけて試験をしてから、安全性に問題ないと称していただきたいと思います」という意見でございました。

これに対する当方の考え方でございますが、右側でございます。「安全性に関する確認は、既存の飼料等と同等とみなし得る飼料等であることを評価した上で、組換えDNA技術によって付加されることが期待されている性質、組換えDNA技術によって発生する影響及びその可能性等、組換えDNA技術によって付加されたすべての事項について評価を行っております。

また、新たな科学的知見を得た場合は、その知見を踏まえ、再評価を行っております」ということでございます。

それから、意見の2番目でございます。「この技術は、環境保護、自然保護の時代に、農薬を使え、と言わんばかりのように思えます。製薬会社が農薬を使ってほしいために、農薬に負けない作物をつくり出した。有機や減農薬が徐々に一般に求められている時代に、一部企業の利益追求のために、国が協力しているように思えてなりません」という御意見でございました。

これに対する回答といたしまして、「組換えDNA技術応用飼料等の申請があった場合、当該飼料等に伴い有害畜産物が生産され、または家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれがないと認められる場合には、安全性確認を行うこととしております」というふうな案を起してございます。

ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1の審議経過は以上のようにございました。

パブリックコメントの結果もあわせて、御審議のほど、ひとつよろしく願いいたします。

○矢野分科会長兼部会長　ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

どうぞ御遠慮なしに、何でも御意見いただければと思いますが。

特に安全性確認、既にその委員会の方では検討された結果だと思いますが。

農材審として、ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統を認めるということで、よろしゅうございますか。

それでは、安全性確認については審議した結果、可とすることでよろしゅうございますか。

どうぞ。

○鬼武委員　鬼武と申します。

安全性の評価についてはよろしいと思うんですけども、パブリックコメントの方で、食品衛生法なり食品安全基本法が入りまして、リスクコミュニケーション、特にこの間いろんな形で国、行政が出しているパブリックコメントに対する回答なり、考え方は非常に大切だと思います。

今回もせっかく消費者の方から意見として、非常に不安なところを書かれていると思うんですけども、これに対する考え方というか答え方をもう少し。どういうふうに具体的に書いたらいいというのはわかりませんが、どうも少し答えにくいのかもしないでしようけれども、どうもちょっと違うような意味合いに、聞く側からすると、というふうにいつも感じている感想がございます。

ですから、このパブリックコメント自身についての修文ということは必要ないかもしれませんが、今後こういうパブリックコメント、やはり不安があるんだということに対して、この部会なりでは、安全性については確認しています。さらに必要な情報があるときには、さらなる知見をやりますというか、もう少し相手の聞く側に立った回答が必要ではないかというふうにいつも感じておりますので、せっかくですのでこの場をもって、感想を申し上げました。どうも失礼しました。

○矢野分科会長兼部会長　鬼武委員の言われるとおりで、消費者の方々、あるいは一般市民の方々の不安というんですか、それをパブリックコメントという形で出てきていますけれども、それに対する対応は、消費者、一般市民の方々の立場に立って答えるということかなと思いますが。

確かにこの問題、いろんなところで専門家の方々と、それから一般市民の方々との対話というんですか、情報交換というんですか、非常に大事なことで、ここの農業資材審議会の方もそういう対話、あるいは交流ということ、ぜひ応援をお願いしたいと思います。

事務局の方で何かありますか。

○濱本飼料安全管理官 答え方につきましては、これからも日々努力を重ねてまいりたいと思っております。

また、近々組換え体に関しましては、農林水産省の方でリスクコミュニケーションを準備しておりますので、そういったところで皆さんの理解を得ていきたいと思っております。

○矢野分科会長兼部会長 貴重な御意見、ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

○荒川委員 荒川でございます。きょう初めて出させていただきましたので、少し不案内なところがありますけれども。

今のパブリックコメントで、2番目の「環境保護、自然保護の時代に」と書いてあります。それで、この委員会は確かに安全性について評価するということが主たる目的だと思えますけれども、こういった組換えの植物等の環境保護、自然保護の視点からの問題点については、別の何らかの委員会で別途審議されているということであるのかどうか。

それにかかわって、11ページの有性生殖周期及び交雑性に関する事項で、交雑するのはBeta属とBeta亜属ということになっていますけれども、我が国はBeta植物は自生していないと書かれていまして、Beta亜属に属する植物は、日本には自生したり、野菜とかそういうもので実際に使われているのかどうか、その2点をちょっと教えていただきたいんですけど。

○矢野分科会長兼部会長 どうぞ、御説明、できる範囲でお願いします。

○濱本飼料安全管理官 環境に関しましては、カルタヘナ法に基づく組換え植物等の審査がございまして、この場では飼料としての審査でございますから、別の観点から、また別の審議がなされることになります。

それから、先ほど11ページでお話いただいたことに、直接のお答えになるかどうかわかりませんが、テンサイにつきましては今回、飼料としての利用が議論されたわけです。これにつきましては、日本では栽培についてはまだ認められておりません。したがって、例えば海外で栽培されたテンサイなり、それからえさで言いますと絞りかすという

形のものが入ってくるということで、基本的には今の段階では交雑の問題はないと考えていいと考えております。

○矢野分科会長兼部会長　ほかにございますか。

いろんな問題が絡んできますが、この安全性部会は飼料の安全性ということでの御審議かと思いますが。むろん、いろんな御意見があって結構ですが。

委員の方々から幾つかの御意見がございましたけれども、ラウンドアップ・レディー・テンサイH7－1系統の安全性確認ということでは、審議をした結果、可とするものとしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○矢野分科会長兼部会長　どうもありがとうございます。

それでは、ラウンドアップ・レディー・テンサイH7－1系統の安全性確認については、審議した結果、可とするものといたします。

（２）チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 について

○矢野分科会長兼部会長　続きまして、議事４（２）「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 について」です。

事務局から Bt10 の事例の概要について、御説明をお願いいたします。

○濱本飼料安全管理官　Bt10 について説明させていただきます。資料 7 をごらんいただきたいと思います。

これに関しまして、資料 7 の表のページに 3 点ばかり書いてございます。これがすべて諮問事項として、今回諮問させていただいている事項でございます。

まず、1 番目が Bt10 そのものの安全性確認でございます。

2 番目が、Bt10 が日本に飼料用の原料に混入して入ってきているおそれが高いということもございまして、それをどのようにコントロール、リスク管理していくかというための、混入基準を設定するという案件でございます。

3 番目が、Bt10 の監視のために現在検査をやっておりますが、そのためには Bt10 を含むトウモロコシが、日本に輸入されているということを正確に把握しなければならないという事情がございまして、その輸入に関して届出を出していただくということを、制度上準備されていたものでございますが、これを発動することについて、御意見を伺うことと

しております。

資料の1ページをごらんいただけますでしょうか。Bt10につきましては、まず今日は一番最初、先ほど3点ございましたけど、それ以前に、今までどのようなことが起こったのかということを、具体的に説明させていただきたいと思います。その上で、審議事項を検討していただくわけですが、Bt10について、1つはBt10そのものの安全性確認をやっていたかなければいけないということになります。ここも1ページで点線で書いてある部分が、その審議の流れとなります。

6月13日に、組換え体委員会の方で審議を開始していただきまして、きょうは6月15日ということで、分科会でその状況を報告していきたいと考えておるわけでございます。

それと、これはあくまで飼料のお話し、家畜に対する安全性の問題と、それからリスク管理措置としてどうかということを議論していただくわけですが、それとは別に、そのトウモロコシ等を食べた家畜、そこから生産される肉なり卵なりミルクなりといったものがあるわけで、そういったものの食品健康影響評価というものは、食品安全委員会の方で議論していただくこととしております。

それについては、農業資材審議会の議論と並行して、食品安全委員会に諮問して検討をしていただこうと思っております。

もちろん、Bt10 トウモロコシ自体は食品としても利用されている可能性がありますので、これは厚生労働省とも連携をとって、安全性、食品の健康影響評価を受けていきたいと思っております。

点線の部分ですが、Bt10 そのものの安全性につきまして結論が得られましたならば、農業資材審議会の組換え体委員会の結論もあわせまして、最終的にはまた後日開催させていただきます分科会、安全性部会で、それを可とするか否とするかということを議論していただきたいと思っているわけでございます。

それからもう1つ、混入基準ということで先ほど説明させていただきましたけど、これについてまた後ほど詳しく説明いたしますが、これにつきましても同様に、農業資材審議会での組換え体委員会での検討を開始していただきました。

この審議に当たっては、食品安全委員会にも諮問することが義務づけられておる事項でございますので、同時に諮問して議論していった、最終的には両方の見解を合わせて、リスク管理措置を組換え体委員会、それからこの分科会、安全性部会で検討していただくことを、将来的には予定しておるところでございます。

本日は、その2点につきまして報告事項ということになるんですが、海外からトウモロコシを輸入している関係で、そこに Bt10 が混じってくるということになりますと、その輸入状況を把握することについては、13日の組換え体委員会の方では議論していただいております。後ほど案を示させていただきますけど、それにつきましては今日の会議で御審議をいただいて、そのまま答申をいただきたいと思いますと思っております次第でございます。

ちょっと前置きが長くなりましたけど、Bt10の事例について、まず具体的に説明させていただきますと思っております。

5ページをごらんいただけますでしょうか。Bt10につきましては、本年3月22日でございます。米国政府から、米国において Bt10 という遺伝子組換えトウモロコシが誤って作付されていたことがわかったということ、報告を受けた次第でございます。2001年から2004年にかけて、延べ1万5000haで商業栽培がされたということを聞いております。

この面積は、4年間延べでございますけども、全米でのトウモロコシの生産面積の0.01%と聞いております。

これにつきましては、どのようにするかということで、ずっと検討してまいりましたが、翌日の23日に、農林水産省としての当面の見解を示させていただいております。

2の①から③まで3点ほど根拠を挙げまして、トウモロコシの作付面積が、面積としては非常に低い、1万分の1という面積であるということ。

それから、今まで農林水産省が実施してきた組換え体飼料を用いた給与試験でも、遺伝子とか、たん白質が家畜や畜産物に移行した事例はない。それから、米国での Bt11、Bt10の類似性についての判断があるということ等を踏まえまして、日本では仮にそのまま Bt10が輸入されたとしても、家畜や畜産物の安全性に直接の問題は生じないというふうに、農林水産省の見解として示しておるところでございます。

この後、いろいろと対応を図っておるところですけども、11ページをまずごらんいただけますでしょうか。実際にトウモロコシがどういうものかということでございまして、実際に食卓にトウモロコシが上る機会、実は余りないんですけれども、ここの表を見ていただきますと、平成15年度の統計でございますが、我が国は大体1700万tのトウモロコシを輸入しているという状況でございます。

この中から、飼料用として1200万t、それから特に Bt10は米国で作付されたわけでございますけども、そこから約1160万t、大体1200万tぐらいの量が輸入されているとい

うことでございます。

日本の平成 15 年度の水稲の収穫量が 778 万 t ぐらいでございますから、それに比べてはるかに多い量が、米国から飼料用だけの目的で輸入されているということになります。

したがって、こういったものの中に Bt10 が入ってくるということになりますと、その対応措置もいろいろ影響が出てくるということを、慎重に考えざるを得ないという状況になっておるわけでございます。

12 ページをごらんいただけますでしょうか。Bt10 はシンジェンタという会社が開発したものでございまして、Bt11 という品種がありまして、これは既に組換え体として、食品としても飼料としても安全性が確認されているものなんですけれども、これと同時期に開発されて、最終的には商業品種として採択されたのが Bt11 だったということですが、間違っ
て Bt10 の種子が Bt11 として使われてしまって、米国の方で作付されてしまったというふう
に聞いております。

日本として、まずできることは、実際に Bt10 が日本に入ってきているのかどうかということ
を、まず把握しなければならないということで、これはシンジェンタ社に対して、
分析法等の供与を求めたところでございます。

記の 1 で、シンジェンタ社に対して分析法を供与いただきまして、分析を開始するとい
うことを行ってきたところでございます。

18 ページをごらんいただけますでしょうか。シンジェンタからの分析法の供与を受けま
して、5 月 23 日から肥飼料検査所で分析を開始したところでございます。年間 400 隻ぐ
らいの船が、トウモロコシを積んでアメリカから日本にやってくるということでございま
すけれども、そのうちの、当初 50 船ぐらいのペースで検査しようということで始めてお
ったところですが、検査早々の段階で、もう 2 点、陽性が見つかったということでござい
ます。18 ページは、その陽性が検出された事例のプレスリリースでございます。

幸いにして、このトウモロコシは通関前に検査を行っておりますので、最終的には日本
国内に飼料として入るということはないことになりましたけれども、こういったふうに、
試験早々で 2 件見つかるということになりますと、結構の量が日本に入ってきているとい
うことも憂慮されましたことから、日本に入ってくる 400 隻の船全部を検査するという仕
組みを整えたところでございまして、それが実際には 6 月 3 日から稼働したということで
ございまして、現在日本に入ってくる船すべてを検査するということを行っておるところ
でございます。

22 ページをごらんいただけますでしょうか。リスク管理措置として、今現在やっていることといたしまして、そういった全船検査をやっておるわけですが、基本的には日本にトウモロコシを積んで持ってきた段階では、Bt10 を選別して排除することはできませんので、できるだけ米国内において、Bt10 を日本仕向けに積まないようにということを行わなければいけないということになります。したがって、その点について出した通知が、この 22 ページの通知でございます。

記の 2 をごらんいただきますと、「輸入者は、1 の届け出を行うこと当たっては、米国内においてあらかじめ」ということで、米国内で検査するということ、そして検査した結果、マイナスのものを証明書等をつけて日本に持ってくるということ、現在指導しておるところでございます。

こういった形で Bt10 を日本に入れないということ、民間ベースの努力を求めているということのほかに、米国政府に対しても、日本に対して Bt10 を積み込まないようにことの措置を講じるようにということをお願いしておるところでございます。

それから、これ以外のリスク管理措置の一つといたしまして 13 ページ、これはシンジェンタが実施した対策でございますけれども、一番下のパラグラフでございます。Bt10 については、既に 2005 年用の作付用としては出荷されていない。それから、商業用、試験用も問わず、在庫の種子についても、シンジェンタがこういった種子を回収するということで、今年以降の収穫は基本的にはないという状況が築かれておりまして、今入ってきているトウモロコシをどうするか。スターリンクの例を考えますと、一旦こういうのが作付されますと、3 年ぐらいはぱらぱらと入ってくるようになりますので、そういった対策に対してどうするかということが、一つの課題になってきたわけでございます。

それから、きょう諮問事項になってございますけれども、もう 1 つ、Bt10 はもう既に食品として畜産物という形で、もう既に口に入っている可能性があるということでございますから、Bt10 が安全なのかどうかという、安全性評価を受けなければならないということ。

それから、後ほどまた説明させていただきますけれども、Bt10 が入ったトウモロコシが大量に入ってきている。しかも、そこから Bt10 を選別して排除することができないということを受けまして、じゃあ、どのようなリスク管理措置を講じるかということを考えなければならないことになります。

Bt10 自体は、飼料安全法によって認められた飼料ではございませんから、飼料安全法違反ということで、すべて摘発していくということになると、これは相当大的な影響がある

と思われるわけでございます。したがって、Bt10 のリスクに応じた、できるだけ適正な管理措置を講じていかなければならないということで、今回提案させていただいたのが、この混入基準というものでございます。これも後ほど説明させていただきます。現状としてはそういう状況でございます。

○矢野分科会長兼部会長 ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○鬼武委員 ちょっと説明のところで聞き逃したかもしれませんが、そもそもシンジェンタ自体が Bt10 について、今後開発というか、広げるつもりはあるんですか。それとも、このまま 11 の方だけということなんでしょうか。そこの辺の開発企業さんの方のお考えはどうなんでしょうか。

○濱本飼料安全管理官 シンジェンタから聞きますところによりますと、シンジェンタ自体は Bt10 を商業品種として、マーケティングしていくつもりはないということでございます。

ただし、Bt10 の安全性は確認されていないまま、食品なり飼料なりとして提供されていくことになりますので、その点についてはシンジェンタとしては、米国における F D A の安全性確認を受けるということを行っておると聞いております。

したがって、安全性に関しての情報は、より詳細な形で評価されていきますし、日本でもこの Bt10 については、6 月 6 日の時点で既に申請が上がってきておりますので、それに基づいて、農業資材審議会での安全性確認の審査も始めていただきましたので、商業品種として展開するわけではないけれども、安全性確認は受けるというのが、今のシンジェンタの動向でございます。

○矢野分科会長兼部会長 ほかに。

どうぞ。

○小西委員 11 ページの、先ほど御説明がありましたトウモロコシの輸入状況について、ちょっとお伺いしたいんですが。聞き漏らしたかもしれないんですけども、この飼料としては、配合飼料もこのトウモロコシを使っているというふうに考えてよろしいのかということ。

それから、ほとんど家畜というのが対象なんですけど、主に牛が主体であるか、それともどのくらいの比率でどういうふうにして使われているのか、教えていただきたいと思いま

す。

○濱本飼料安全管理官 トウモロコシは飼料の主原料という形で、日本で使われる飼料の約半分がトウモロコシという形になっております。実際には、配合飼料に混ぜられる形で使われるのが一般的でございまして、簡単に言いますと、食事と言えばごはんの位置にあるのが家畜のえさのトウモロコシということになるかと思えます。

それから、トウモロコシはどの家畜が食べているかということになるんですが、やはり一番多いのは鶏になります。ブロイラー、それから産卵鶏の飼料原料として使われている部分が多いというふうになります。

それから、もちろん、豚、牛等、はっきり言ってトウモロコシを食べない家畜はないというのが、現在の飼料の状況でございます。

○矢野分科会長兼部会長 トウモロコシは牛も豚も鶏も、ほぼすべての飼料の原料ということで、こういうのが混入してくると、そういう飼料の方に入ってくるのかなと思えますが。

安全性確認、当局の方も全船にやっておられるということで、むろんアメリカから船積みする前にやろうということなんですが。

それから、今年以降作付はしない。あと2～3年はするかもわからんということなんですが、それが現状かなと思えますが。

どうぞ。

○濱本飼料安全管理官 今年以降作付は、ほぼとまっている。ただ、農家在庫とか流通在庫があって、それが2～3年ばらばらと出てくるのではないかという状況でございます。

○矢野分科会長兼部会長 どうぞ、ほかに御意見。

望んでやったことでなくて、実際困った問題だなと思っています。安全性を確保することです。いろいろ御努力されていますが、それについて何か御意見ございますか。

量的には極めて少ないということと、それから今も安全性確認をFDA並びに、日本の農材審でもやっていかれるということですが。

御報告ということですが、ほかにございませんか。

それでは、幾つかの御意見がございましたけれども、Bt10の安全性確認の報告については、今の御報告で了承するというところでよろしゅうございますか。

○濱本飼料安全管理官 安全性確認の審査状況についても、ちょっと説明させていただきたいと思えます。

○矢野分科会長兼部会長 はい、お願いします。

○濱本飼料安全管理官 安全性確認につきましては、シンジェンタ社から6月6日に申請があったところでございます。

ただ何分、シンジェンタ社も当初から商業品種として開発するという目的でつくっていた商品ではございませんので、安全性に関するデータは十分ではないという状況で、申請が上がってきております。それにつきまして、農業資材審議会の組換え体委員会の方で御検討をお願いしたわけでございます。

6月13日に組換え体委員会を開いていただきまして、そこでまず、一番最初の検討を開始していただいたところでございます。

それにつきまして、現在の状況でございますが、渋谷先生がいらっしゃるので私が言わない方がいいかもわかりませんが、実際に検討していただいた結果、緊急につくった資料ということで、いろんな点で評価に耐えない部分がある。特に、導入遺伝子のコピー数であるとか、それから挿入部位といった重要な情報が欠けているということで、13日の組換え体委員会の結論といたしましては、継続審議ということで、そういった補足の資料について求めていくという結論になったところでございます。

これにつきましては、農業資材審議会の組換え体委員会での検討を引き続き行うとともに、同時に食品安全委員会に対しても諮問していきまして、食品健康影響評価を受けていきたいと考えておるわけでございます。

そういった情報がまとまりましたら、最終的には安全性部会、それから飼料分科会の方でBt10の安全性そのものの評価をお願いしたいと思っております。

以上です。

○矢野分科会長兼部会長 ただいまの、組換え体委員会が今検討しているということにつきまして、御質問、御意見ございましたらお願いします。

どうぞ。

○鬼武委員 先ほどからちょっと複雑な気持ちで聞いているんですけども、そもそも最初のスタートが何か違うような気がするんですね。商業用ではないけれども、申請者の安全性の努力はしていきたいと。でも、一方では、やっぱり商業用にしないわけですから、今後も安全性評価に耐えうるデータを提供するとは思えないから。それに向けて、農水省なり食品安全委員会で議論を重ねて、安全性の審議をしていくという一方で、それ以上にリスク管理措置としての決定事項が次にあるんでしょうけども、そっちの方が有効性が私

はあるような気がして、安全性の審議をずっとやっていっても、それで結論がいいというふうに出るとは思えないというふうに今、複雑な気持ちでいながら、このところで思っているんですけど、その辺はほかの先生方、いかがでしょうか。

○矢野分科会長兼部会長 今の鬼武委員からの御質問、御意見に対して。

事務局をお願いします。

○濱本飼料安全管理官 事務局の方からちょっと説明させていただきます。

確かに、商業栽培をする目的もなく、安全確認をとってしまうのはいかなものかという、そもそもの話はあるのでございます。

ただ、実際には多分 Bt10 はもう、日本に入ってきている可能性が高いということで、既に食べているということですから、消費者としては多分、自分の食べているトウモロコシ、畜産物を経由している場合もあるかと思いますが、そういったものについて、何ら情報が提供されていないことになるわけで、これは非常に透明性がないということで、消費者の不安をかき立てる要因にもなろうかと思えます。

そういったところで適正な情報を提供していく、もしくは安全性を評価していくというのは、非常に重要なことだと思っております、それについて、飼料としての安全性評価から始まるんですけども、農業資材審議会での検討をいただいているという状況でございます。

安全性について評価を得られるかどうかというのは、これからのシンジェンタの努力にもかかってくるわけですが、こちらからもシンジェンタに対しては、できるだけそういった資料を出すようにと言っておりますので、対応してくれると思います。

仮に安全性がもし評価されたといたしましたらば、Bt10 が混入していても、通常の遺伝子組換えトウモロコシと同じように扱われることになりますので、そういう面では不安もなく、安全な飼料として使えるということが、大手を振って行えることになります。

現在、Bt10 が安全性が未確認の飼料として、配合飼料にも入っているということになりますと、輸入者も配合飼料の製造業者も、販売業者も、またそれを使用する者も、法の体系上、飼料安全法違反ということになっておりますので、その辺のところも解決していく必要があると思っております。

○矢野分科会長兼部会長 先生、何かありますか。

○渋谷（直）委員 先日、飼料組換え体委員会を開きまして、今御説明があったような検討を行いました。まだ正式な結果はこれからということになりますが、簡単に2～3の点

だけを御紹介しておきたいと思います。

その委員会では、シンジェンタ社の方の説明も聞いておりますが、その際に、シンジェンタ社にはこういったものが出回ってしまった経緯については、言ってみれば非常に雑な、Bt11 と Bt10 を間違えてラベルを張ってしまったということで、それが出てしまった。そういう体制については非常に問題がある。それはこの一つだけの問題というよりも、全体のシステムの信頼性という点からいって非常に大きな問題があるということと、それから再発防止策については厳しく指摘をしたところであります。

そういうことが起こった技術的な背景といいますのは、Bt たん白質を品質管理しているときに、たん白質のレベルでしか見てなかったということにあるんですね。少なくとも日本の場合、安全性審査というのはイベントごと、つまり全く同じ組換え体でも遺伝子組換えの操作をやった日にちとかいろんなものが違っていれば、全部別個 1 個 1 個独立で審査しています。

だからそういう意味で、これはたん白を見ていてもわからない。DNA ごとにわかるように、そのための審査基準があるわけですね。だから、そこが品質管理で取り入れられてなかったというところが非常に大きな問題で、その点については今後、メーカーの方も改善していきたいということは言っているところであります。それが経緯のところですよ。

それからもう 1 つは、組換え体としての一番基本的なところ、どういう遺伝子を組み込んでこういう性質を持たせているかという部分に関しては、この部分は実は安全性確認が行われている Bt11 と基本的に全く同じであるということで、この部分についての議論はそれほど出てはおりません。

ただ、この後出てくるとは思います、つくっていく過程で技術的な未熟さみたいなもので、通常そういうプロセスでなくなっているはずの抗生物質耐性遺伝子が最後まで残っているという問題があつて、これについても植物体中で発現するような形にはなっていないので、そういう意味で直接の問題というふうには、委員会ではあんまり問題としてはとらえていない。

問題点としては、1 個 1 個のイベント、つまりトレーサビリティーの問題で、トレースできるような情報の部分が、商業化するというを前提にしてなかったのも、その情報がまだ不足していて、慌てて今、多分実験をやつて、そういうデータをつくっているところだと思うんですね。その辺のところはちょっと不十分だったり、書類上の不備なんかがあるので、今後そういうものを提出してもらつて、きちんと安全性審査をやつていき

いということ。今のところ、そういうふうな状況でございます。

○矢野分科会長兼部会長　ただいま、渋谷委員からの御説明ですが。

御意見、御質問ございますか。

今、進行中ですので、安全性の確認は、いずれは組換え体の委員会の方からは出てくる、問題があれば問題として出てこようかと思いますが、そういう対応を今していますよということ。

今の、事務局並びに組換え体委員会の方の安全性確認の報告ということで、今そういうことをしているということで、了承していただけますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○矢野分科会長兼部会長　どうもありがとうございます。

それでは次に混入基準について、事務局から御説明をお願いします。

○濱本飼料安全管理官　諮問事項にもさせていただいております、組換えDNA技術によって得られた生物の混入基準の改正でございます。

現在、混入基準というものが設定されておまして、日本と同等の審査レベルで評価された組換え体につきましては、1%までならば飼料として混入してきてもいいという基準が、これはスターリンクに現実には該当しておるんですけども、適用されておるわけでございます。

今回の Bt10 については、Bt10 そのものは米国で日本と同様の審査基準を経たものではない。取り扱い上適法ではあるんですが、そういった審査基準を経たものではないということから、そういった混入1%基準というのは使えないということになりまして、Bt10 が入ってきますと、すべて飼料安全法違反という形で処理せざるを得ないということになってくるわけでございます。

一方で、トウモロコシについては、家畜の主原料、量から言いますと、米国産のトウモロコシは1200万tですから、日本の主食と言ってもいいような状態。日本人の主食ではないかもしれませんが、日本の主食と言ってもいいような状況でございまして、これに対してリスクに応じた適正な規制をやっていかないと、食べるものが相当影響を受けることも考えられるわけでございます。

そこで農林水産省として、リスク管理をどういうふうにしていったらいいかというふうを考えて、今回諮問させていただいたのが、Bt10の混入基準でございます。

この案件につきましても、農業資材審議会の組換え体委員会の方で、現在検討していた

だいておりまして、その途中結果を今日は報告したいと思っておるところでございます。

資料7の2ページをごらんいただけますでしょうか。13日に組換え体委員会の方で検討していただきました、(検討案)という形のものでございます。これは案でございまして、これからまた組換え体委員会の方で引き続き検討することになりますし、この案については今後、食品安全委員会の方にも情報として提供していきたいと考えております。

本日、この内容を報告させていただいて、御了承いただきたいと思っておるわけですが、この内容について説明させていただきたいと思っているわけでございます。

2ページの背景等につきましては、冒頭で説明させていただきましたので省略させていただきます。課題の方から説明させていただきます。

農林水産省としてはプレスリリースで3月23日に、安全性に問題が生じないとの当面の見解を示したわけでございますけれども、これについては農林水産省、リスク管理官庁としての見解を示しただけで、科学的な評価というものはまだなされていないということでございますので、これを進めないことにはいけないと考えております。

Bt10が混入した飼料用トウモロコシの家畜に対する安全性とか、給与された家畜に由来する畜産物の安全性について、早急に科学的な評価を進めないことには、やはりいけないと考えておるところでございます。

(2)の部分ですが、そういった状況の中で、一方ではBt10が混入したトウモロコシはかなり入ってきている可能性があるわけで、それを前提とした対処方法を考えなければいけないということになります。

もちろん、Bt10が混入していないということを確保することが一番重要な面ではございますけれども、現時点ではBt10を除去する手段がないことから、安全性に影響のない範囲についての指標を明らかにして、トウモロコシを使っていくということが求められてくるのではないかと思います。

こういったことで諮問内容といたしましては、こちらの方で考えさせていただきました案といたしまして、飼料用トウモロコシ中のBt10の混入率を、1%以下に設定するということを諮問内容として出させていただいております。

なぜ1%かということが、実は一つの大きな課題ではあるんですけども、現在スターリンクでも同様に1%の基準を設けておりますが、この基準を設定した際の根拠として、リスクというものに応じて設定するというのができれば一番よかったんですが、Bt10のリスクというものが現在わからない状況で、当面の対応としてどうしていくかということが

求められている段階で、最終的なリスク評価を待つというのは、今後1年、2年かかるというふうに見込まれますので、なかなか難しいと思われます。

したがって、この1%という数字は、現在のこういったトウモロコシ、穀粒からなるものの検査法の中で、データの信頼性を確保しつつ、なおかつできるだけ小さい値を選択するというのを考えたときに、この1%というのが出てきたわけで、これを案として出させていただいております。

一方で、Bt10が混入した1%の基準というものを評価していただくに当たっては、当然のことながら、全くリスク評価がないということはありません。Bt10が混入した飼料の安全性というものをできるだけ突き詰めて、わからないところはどうしても出てくるかもしれませんが、わかる範囲内でできるだけリスクを突き詰めていただくということ。

それから、その他のリスク管理を評価していくということになりますと、その他の現状、リスク管理措置がどういったものが行われているか、実際の物流がどういったものであるとか、そういったことも含めて考えていただかなきゃいけないということになりまして、4のBt10が混入した飼料の安全性について、まずリスクという面から突き詰めて考えていただくということを行っていただいております。

(1)のBt10の飼料としての安全性でございますが、先ほど渋谷委員の方から紹介していただきましたように、このBt10とBt11を比較した検討結果というのでまとめさせていただきますけれども、基本的にはBt10に導入されているCry1Ab、殺虫性のたん白でございますが、それからPAT、除草剤耐性の遺伝子については、既に安全性が確認されているBt11と同一のものであるという、まず大前提があるということでございます。

それから、Bt10のトウモロコシの成分を調べますと、一般のトウモロコシとの間に差は見出されていないということが挙げられるかと思います。

3番目として、Bt10は先ほど御紹介いただきましたように、Bt11と違うところとして、抗生物質のアンピシリンを不活化する酵素をコードしている遺伝子を含んでいるということが、一つの特徴となっております。

ただ、これにつきましては、見解としてトウモロコシ中では発現していないというふうに考えられるということがございます。

それから、生産される殺虫たん白、Cry1Abの量がBt11の方でつくられるCry1Abの量を上回っているというデータがない、下回っているデータであるということ。こういったことが、一つの検討の重要なポイントとなろうかと思います。

それから、植物ゲノム中に導入された遺伝子のコピー数や挿入部位といった部分については、まだデータが不足するために、そういったデータの提供を待つて評価する必要があるというふうに考えていただいております。

2 番目として、Bt10 の混入率そのものは 0.01%ということです。2004 年のみでは 0.021%ということで、1 万分の 2 の比率と推定されているという事実でございます。

リスク管理措置についても、先ほど御説明させていただきましたけども、全船について検査を行っている。それから陽性品は排除している。それから米国の方でも陽性品の排除を指導しているということでございます。また、作付も 2005 年は行われていないと聞いておりまして、そういったところが一つの安全性を評価するポイントになるのではないかと考えております。

それから、Bt10 に起因する物質の畜産物への移行等ですが、4 ページに入ります。今までの Bt11 ですね、Bt10 と同じたん白質をつくりますが、Bt11 については Cry1Ab 遺伝子とかの畜産物中への移行も認められなかったという事実がございます。これも一つの材料となろうかと思えます。

一方で、Bt10 というふうになりますと、トウモロコシ、トウモロコシと考えているわけですけども、実は Bt10 が我が国に流入する経路、形態といたしましては、トウモロコシだけではないだろうという部分がございます。そのの部分についても議論をいただいたわけですけども、実際にはトウモロコシが飼料用として米国から 1200 万 t 入ってまいります。これが一番大きい量ですが、そのほかにコーングルテンフィード、トウモロコシからコーンスターチをとった後のかすになりますね。コーングルテンミールについても同じでございます。そういったものが、飼料用として日本に輸入されているということがあるということでございます。

これは 11 ページの下のところの英語で申しわけなかったんですけども、数値のところアンダーラインを引いているのがございますが、2004 年に日本にはコーングルテンフィードとコーングルテンミール、合わせて約 6 万 8000 t が輸入されている。トウモロコシの 1200 万 t に比べると非常に小さいということになろうかと思えます。そういうところに留意しなければならないということでございます。

そういったことを受けまして、現段階での検討案としてのまとめを、次のようにまとめていただきました。「Bt10 の安全性については、植物ゲノム中の導入遺伝子のコピー数、挿入部位等が評価できないが、既に安全性が確認されている Bt11 と基本的に同一種の組

換え体と考えられることや、Bt11 の給与試験の結果等から類推すると、飼料用トウモロコシ中に混入した Bt10 が家畜に対して明らかなリスクを有するとは考えにくい」というふうにまとめていただいています。

5 番目の検討結果でございます。こういったことを受けまして、「現段階では、Bt10 が混入した米国産飼料用トウモロコシが、家畜に対して顕著なリスクを有するとする明確な根拠はない。以上の点と、我が国の飼料の安定的供給の必要性にかんがみ、安全性評価が終了するまでの暫定的な措置として、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく組換えDNA技術によって得られた生物の混入基準」の規定に準じて、飼料用トウモロコシ中の Bt10 について、1 %の許容基準を設定することが適当であると考えられる」という検討案を、現在のところまとめていただいております。これについて組換え体委員会の方で検討していただいております。

基本的にはこの組換え体委員会の方で、この検討案をさらに検討していただくこともございますし、今後、食品安全委員会に諮問して、そういったところから結論が返ってくるということも含めまして、最終的にはこの「検討案」を「案」とれた形にまとめていきたいと思っております。そのときにはこちらの分科会、それから安全性部会の方でまた検討していただきたいと思っております。

そこで最終的には許容基準というものの、混入基準を1 %というふうに設定することを議論していただくことになろうかと思えます。現在は途中経過でございますが、これにつきまして御意見がございましたら、またお願いしたいと思っております。

○矢野分科会長兼部会長 ただいまの御説明、ある部分はわかっているし、ある部分はまだ不明なところもあって、どのぐらいの割合の許容基準がいいのかということも、案として出されていますが、どうぞ御質問、御意見等ございましたら。

どうぞ。

○植松委員 先ほど1 %の根拠の御説明として、検査法の問題というようなことの御説明があったと理解しているんですけども、後ろの方の19ページ、あるいは21ページでは、PCR法での検出限界が0.05%となっておりまして、先ほど1 %の検出レベルという話だったようですので、その辺の関係でもうちょっと御説明をいただきたい。

あと、もし検出限界の0.05%まで許容基準を下げた場合には、どのぐらい廃棄しなければならないトウモロコシがふえてしまう可能性があるのかということ。

あとはアメリカではこの問題について、具体的に当然市場に、日本よりもはるかに大き

いレベルで出回っているかと思いますが、対処をされているのかという、その辺についてちょっと御質問させてください。

○矢野分科会長兼部会長 どうぞ。

○濱本飼料安全管理官 それでは説明させていただきたいと思います。まず、0.05%のお話でございますが、このPCRによる分析法というのは、農林水産省と厚生労働省で共同でBt10のためにシンジェンタ社の情報をもとに作成したという方法でございます。現在、0.05%の感度を有しているというふうに評価されております。

実際にはトウモロコシというのは粒からなっておりますので、0.05%といいますと、2000粒に1粒が検知できるレベルになります。現在は農林水産省、厚生労働省共通の方法でやっておりますが、マージンの少し安全性を見て1600粒で分析すると。これはトウモロコシの量にすると500gということになります。これを分析するということでやっておるわけです。

今回私どもが、混入基準として1%というふうに出しましたのは、これは検査結果ということよりは母集団に対してかかっていく、つまりトウモロコシの母集団があつて、その中に1%以上のBt10が含まれていれば、それは廃棄だよということを意味するわけです。その1%、母集団をトウモロコシの混入率をはかるということは、実際上は無理なので、サンプリングで検査するんですけれども、現状では500から、スターリンクの場合750やっているんですが、それぐらいの粒数でしか分析ができないという現状がございます。

そうすると、その粒数で信頼できる定量値を出すということになりますと、ある一定の粒数が検出されないと、非常に不安定なデータになる。例えば2000粒に1粒出たから、じゃあ、その母集団は0.05%なのかということになると、そうはならない。信頼性のデータの問題がございまして、現実には農林水産省として、ある一定の数値を規制値として設ける場合は、20%程度の相対標準偏差を持っている値の、それ以下でないと、規制値としては厳しいのではないかと考えております。

つまり、20%ということになりますと、例えば1%でいきますと1.2%から0.8%。これぐらいのぶれのある測定値を持っているということでもあります。これよりももっと大きいぶれのある測定値を使いますと、例えば2%から0.5%ということになりますと、これは規制値としては信頼性が欠けるということになってきます。したがって規制値の信頼性と、それからできるだけ小さな数値を採用するという、その両方の条件を満たすところということで、1%という数字を採用させていただいているわけです。

検出だけを考えると、まだまだもっと微量の検査を行うことは可能だと思っておりますが、現在のところはこれぐらいというふうに思っております。

廃棄の量について、例えば 0.05 にすればどのぐらい出るのかということでございますが、現在、均一に分散するとしたら 1 万粒に 1 粒ぐらいの量が入っているというふうに想定されるわけですね。均一に分散すると、結局トウモロコシは全部だめだという結論になってしまうんですけども、仮にそうしてしまいますと、0.05 というのは 1 万分の 5 ということになりますので、雑な計算で申しわけないんですけども、5 回に 1 回ぐらいはアウトになるかと思えます。

現在、肥飼料検査所等で検査している方法はこの 0.05 ではなくて、1600 分の 1 の検査法ですから、これは 0.07 ぐらいになるかと思えます。したがって、もし混入率が 1 万分の 1 であれば、7 回に 1 回は引っかかるという検査をやっているわけです。現実にはもちろん均一に分布しているわけではなくて、Bt10 が入っているものはもう少し濃度が高いでしょうから、それを効率的に排除できるのではないかと思っておりますが、いずれにしても、Bt10 が分散していけば分散していくほど検出は難しくなるので、できれば米国の、もしくはもっと源流に近いところでの排除をお願いしたいというふうに、今までもいろんなところに申してきたところでございます。

0.05%という、仮に数値が信頼性があるものとして設定できるというふうにした場合、どこにひずみが来るかといいますと、トウモロコシの粒数にまいます。今、1%の許容基準というのは、2400 粒を分析するという前提で計算している数字でございます。これを 0.05 までいきますと、もっと粒数が大きくなっていく。そうすると、例えば何万粒といったものを粉砕しなければならなくなる。PCR というのは基本的には粉砕したトウモロコシから 1 g なり 2 g なりサンプリングしますので、3 万粒なりを粉砕したときに、均一なサンプルがそこからとれるかという問題。それから、粉砕する技術があるかどうかという問題が出てきます。ここのところがまだ解決がついておりませんで、現状では 1%でやむなしかなと考えておるところでございます。

それから米国の対応でございますけれども、Bt10 はいわゆる米国内で FDA がコンサルテーションという形でやっておる、安全性の確認を受けたものではございません。ただし、米国内でのこのものの取り扱いというのは、組換え体の審査の制度がそもそも違うということもございまして、例えば Bt10 に含まれる Cry1Ab とか PAT については、既に EPA が Bt11 を評価する段階で評価しているということがございまして、その部分について

はOKということになります。

それから、FDAがやっているコンサルテーションを、ほとんどすべての開発品種がそのコンサルテーションを受けておるんですけども、これは必ずしも義務という形にはなっていないということで、Bt10があること自体が違法というふうにはなっていないということになるかと思います。

それから、アメリカで何が違法かということになりますと、Bt10を作付したことが違法だと。これはたしか、FDAのホームページにそのように書いてあったかと思います。

まとめますと、Bt10のアメリカ国内での扱いは、作付したことは違法であったが、存在自体は適法という扱いを受けているという形になっております。したがって、日本とアメリカの審査制度の安全確認の制度自体が違うということで、こういうことにもなっておりますかと思いますけれども、日本の安全確認制度は私どもは一番いい方法だと思っておりますので、ここのところを変えていくことはあり得ないと思っています。

○矢野分科会長兼部会長 今の御説明でよろしいですか。

○植松委員 どうも。

○矢野分科会長兼部会長 ほかに。

児玉先生、どうぞ。

○児玉委員 私、個人的には1%、随分緩い数字だなと思っています。作付というか、生産量から見ると2004年度0.021%ぐらい。このくらいの数字でいいのではないかなと思って、さっきの説明を聞いていたら0.05%でもまだ厳しいということでした。

本来だったら0%がいいんでしょうけども、あんまり厳しいことを言って全部はねた場合に、1%というとかなり、みんな全部通ってしまうだろうと思っていますが、厳しいことを言ってはねた場合に、原料の安定供給が侵されて、飼料の流通自体にパニックが起こって、飼料そのものが不足してくる影響が大きいとすれば、これはかなり緩めなきゃいかん話だろうと。かといって、違法なものをまぜたまま通すのもいけないなと思っているんですけども、最大1%以下を認めるときの整理として、暫定的な措置として、先ほど流通上に先ほど残っているとおっしゃいましたが、いつまで流通上残っていて、暫定措置はいつごろまでやればこの1%以下の暫定基準を満たして、それ以降は厳しくできるというような原料の安定供給を踏まえた上で、流通上いつまで暫定措置をすればいいのかという見通しはどうなんでしょうか。

○矢野分科会長兼部会長 どうぞ、お答えください。

○濱本飼料安全管理官 暫定措置というのは、あくまで Bt10 の安全性評価も同時に今、組換え体委員会の方で検討していただいておりますので、その結論が出るまでということです。だから、最終的には農業資材審議会で安全だと出れば、もうこの暫定基準は要らない。

逆に、それが安全でないという結論が出たら、こんな暫定基準を置いておくのはおかしいということになるかと思います。

いずれにしても、その結果が出るまでは続けたいと思っております、いつまでにこの結果が出るかはわかりませんが、とにかく Bt10 については今年実験的に収穫しているものからデータをつくる部分がございますので、秋以降にならないと出てこないデータも実はあるということでございまして、そういったもののデータを評価してからということになってくるかと思います。

それからもう1つ、マーケットにどのぐらい Bt10 が残ってしまうかということですが、これは今のところ、スターリンクの例を参考に私どもは考えているわけですが、3年から4年は残ってしまったということです。もちろん、スターリンクほどたくさん作付されたわけではございませんで、それよりも早い可能性はありますけれども、そういった期間はどうしても残るものであらうと考えております。

○矢野分科会長兼部会長 どうぞ。

○児玉委員 追加ですけれども、厳しい混入基準を出すと、原料の安定供給にパニックを起こしますか。

○濱本飼料安全管理官 実は、パニックという表現がちょっとどうかわかりませんが、現実には今、全船検査を導入したわけですね。全船検査をしている間は物流が動かせない。いや、動かしてもいいんですけど、動かした後でアウトになったら回収しなきゃならないということでございまして、現実には全船検査によって物流はとまっております。

P C Rによる検査ですから、物を運ぶ期間も入れて5日間ぐらいはかかってしまうんですね。そこでやはり物流を担当している業者さんたちは、相当きりきりしているという状況でございまして、これについては相当影響があったというふうに考えておりますし、今後もあるかもしれない。

現在、1%基準というのを提案させていただいておりますが、これは分析法の能力の限界がこの1%というのを決めておるわけで、それを採用させていただいておりますけれども、今後もし、例えば分析がよくなる等でこれより厳しい基準を設けることになります

と、どうなるかということになるんですが、現在は 0.05、つまり 1600 粒に対して 1 粒あればアウトという形で、ゼロトレランスでやっておるわけですね。したがって、厳しい影響が出ておまして、1 %の基準ではそういったことにはならない。ただ、それより厳しい基準、例えば 0.1 といったものを採用した場合にどうなるかということとはわからないというのが、正直なところでございます。

例えば、0.01 というような基準を採用しますと、これは相当物流に影響が出るだろうなと思っております。ただ、その辺のところは、やはり安全性の評価がどこまで突き詰められるかということもございしますが、それとの絡みで決めて総合的に判断していただかないと、これはいけない問題かなと考えております。

○矢野分科会長兼部会長 どうぞ。

○植松委員 物流がとまっているのは基準値の問題ではなくて、全船検査をしているためということではないのでしょうか。

○濱本飼料安全管理官 そうです。全船検査をしているのが、1600 分の 1 の基準値じゃなくて、検出感度でやっておるから物流がとまっているということになりますね、実際には。ちょっと説明がよくなかったですね。

○植松委員 これを 1 %にすれば、もう少し何か変わってくるのでしょうか。

○濱本飼料安全管理官 1600 分の 1 の、例えば 1 %の分析ができたとして、それでやったとすれば、あんまりひっかからないと思いますね。

○境薬事・飼料安全室長 現在の検査は、1 つの船で例えば 5 万 t 積んできたとしますと、その中でハッチが分かれているわけですがけれども、その 1 つを検査しているんですね、約 7000 t から 8000 t 入っております。それをサイロに揚げるわけです。1 つに 800 t ずつぐらい入るから、大体 10 本ぐらいハッチが分かれるんですね。

検査で出たらそれを 10 本全部とめておきまして、検査で出たらその 10 本のハッチをもう一回全部検査するということをやっているわけです。ですから、出ればまた 1 つの検査は 5 日かかるわけですが、残りをまた 10 本を検査するのに何日もかかってしまうということで、その港湾サイロが埋まってしまう。そうすると、次に揚げようとしても揚げられない。そういうことで、物流に大変な混乱が生じているということです。

○矢野分科会長兼部会長 どうぞ。

○上村委員 今のお話で、サンプリングするときの縮分の仕方といいますか、全体をあらわせるようなサンプリング方法だとお考えですか。今のお話ですと、何か 1600 粒を 1 カ

所からとってきて、それで全体を見るような形なんですけれども、例えばサブサンプリングを幾つかとって、その中からまた縮分していきながら、船1 そう当たりの全体像をとらえられるようなサンプリング方法なり何かを考案してやられているんですか。

○濱本飼料安全管理官 現在のサンプリング方法は、船1 ホールド 7000 t あるわけですけど、それをサイロビンに詰めていくときに、10 本ぐらいのサイロに入るわけですね。そのサイロに入れるときにオートサンプラーをかけまして、代表サンプルがとれるような形でとっております。

1 サイロ当たり 20kg 前後のサンプルがとれます。それを縮分して、混合して、ホールド、船倉の代表サンプルをつくって、それを分析しているという状況でございます。

○矢野分科会長兼部会長 ほかに。

どうぞ。

○荒川委員 基本的なことですけども、こういう遺伝子組換えの生物というのは、外来性の遺伝子を導入した場合、細胞分裂に伴って、そういう外来性の遺伝子が脱落するという現象がありますよね。

例えば、1つの種子からそのトウモロコシを育てて、最終的に実になるわけですけども、その実になったときに、最初の種子の中にあった Bt10、バチルスチューリゲンシスの毒素の遺伝子が、最初の種子と、最終的に収穫された種子の間で、非常に安定に保持されているものなのかどうか。先ほど少しコピー数がよくわからないという御説明がありましたけども、結局、1個の種子というのはたくさんの細胞によってできているわけですね。その中の、すべての細胞が持っている場合と、持っている細胞と持っていない細胞がキメラになっているような状態というのが、一般的には存在すると思うんですけども、Bt10 を導入したトウモロコシというのは、実際1個のトウモロコシの粒子の中の細胞1つ1つを調べたときに、持っているものと持っていないものが混在しているようなものなのか、あるいはすべての細胞が持っているものなか、あるいはすべての細胞の中の1つ1つが、ある細胞は5コピー持っているか、ある細胞は1コピーしか持っていないか、あるいはみんな同じように持っているか。それによって、PCRで調べたときの1%という意味が全然違ってくるんですね。

ですからこの種子というのは、生物学的にどういう性状を示す種子なのかということを、ちょっとお伺いしたいんですが。

○濱本飼料安全管理官 Bt10 に関する知見がまだ十分ではないのと、それから一般的な植

物の話については、後ほど渋谷先生からフォローしていただきたいと思うんですけども、基本的には今の分析法というのは、今までのトウモロコシもそうだったんですが、一つの穀粒の中に均一に分散している。実際には植えた段階でハイブリッドの種を植えますので、収穫するのはその子供ということになって、形質がメンデル法則に従って分かれてくるんですね。だから、ホモのやつもあればヘテロのやつもあり、ノンのやつも入ってくるという状況でございます。

それを分析するということになりますと、結局は大体均一になってきまして、トウモロコシそのものの中でも大体均一に分布していると考えて前提で、分析をしておるところでございます。

詳しい話はよろしくお願いします。

○矢野分科会長兼部会長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷（直）委員 今の御質問なんですけども、遺伝子組換えした一番最初のときには、おっしゃられるようにキメラの状態があるんですね。だけど、これではもちろん商業品種にならないので、実際にはキメラの個体から出発して、交配、交配を繰り返して、それで選抜をしていく。最終的には、遺伝的な形質が固定されたものが商業品種になってくるんですね。

もう1つは、この場合でもそうですけれども、必ず遺伝的形質が安定的に何世代にわたって伝わっているということを確認しないと出てこないんです。そういう資料がついて、安全性評価に出てきます。

ということで、今おっしゃったようなことは普通は、商業品種に関してはあり得ない。

○矢野分科会長兼部会長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

どうぞ。

○鬼武委員 1%が許容基準という説明でしたが、これはとりあえず日本の法律で言えば法律を守っていない、いわゆる法不履行の基準というような言い方が、デフォルトといたしますか、そういう意味になるのでしょうか。許容と、許してしまうという意味が、何となく私は意味がちょっと違うような気がしたんですけども、いかがでしょうか。

○矢野分科会長兼部会長 どうぞ、その辺の考え方です。

○境薬事・飼料安全室長 現在は Bt10 については、飼料安全法の3条の規格基準の規定のところで、それに基づいて成分規格等省令があるわけですけども、その省令の中で安全性について、大臣の確認を受けていなきゃならないとなっているんですね。その確認を

受けていないので、飼料安全法違反なんです。

実は大臣承認を受けなきゃいけないという省令の規定の後に、「ただし、当該飼料が安全性の確保に支障がないものとして、農林水産大臣が定める基準に適合する場合はこの可否でない」というのがあります。このただし書きの規定を使うために、こういう基準をつかって、その範囲内であれば違法ではないというふうにするという考えです。

○矢野分科会長兼部会長 どうぞ、ほかにございましたら。

今、組換え体委員会の方で検討しているというんですか、そういうオン・ゴーイングな状態ですが、事務局案とすれば1%ということで、今の御説明で許容ということでいかがでしょうかという御報告ですが。

まだ不明の点等々あるかと思いますが。

これは案の段階ですので、また次の委員会のときでも御検討をお願いしたいと思います。

それでは時間にも制限がありますから、委員の方々から種々の貴重な御意見がたくさんございましたけれども、Bt10の安全性確認の報告について、御了承してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○矢野分科会長兼部会長 ありがとうございます。

混入基準の設定については、それで終了とさせていただきます。

それでは、輸入届け出にかかる届出対象の指定について、事務局から御説明をお願いします。

○濱本飼料安全管理官 説明させていただきます。

実は、飼料全般については、輸入の際にどこの国から輸入しているかといったことを届ける制度にはなっていないところでございます。実際には自由に経済活動がなされておる中で、どこの国からどういったものが入っているかということを、常々モニタリングしているわけではございません。

ただ、例えばよくある話ですが、どこかの国でどこかの穀物にカビ毒が非常に汚染したという場合については、その当該国のものについて、そのときだけ監視するというようなシステムが、飼料安全法の中に組み込まれております。

実はこの制度自体は、比較的新しく組み込まれたものでございまして、まだ発動した経験はなかったんですが、そういった今までのカビ毒の事例なんかを参考に、導入した制度

でございます。

今回米国において、**Bt10** が作付されたということをとらえまして、その制度の発動をしたいと思っているところでございます。

資料の 13 ページをごらんいただけますでしょうか。まず、**Bt10** がどこの国で作付されたかというお話がございます。13 ページには、シンジェンタ社からの報告でリストが挙がっております。米国以外にカナダ、アルゼンチン、スペイン等で作付されたということが、ここに報告されておるわけでございますけれども、現実にはカナダにしる、アルゼンチンにしる、スペインにしても非常に微量であったり、既に収穫物を廃棄しておったりして、問題にはならないと考えられるところでございまして、残る米国だけが、基本的には **Bt10** を作付して収穫し、流通しているという国と考えていいだろうと思ったわけでございます。

27 ページをごらんいただけますでしょうか。したがって、輸入届出の対象として考えている国といたしまして、アメリカ合衆国というふうにさせていただきたい。

それから、届ける商品についてでございますけれども、先ほどの話にもあったように、コーングルテンフィードとかコーングルテンミールというのは非常に微量というか、トウモロコシに比べれば非常に少ない量であるということから、そこまでを監視する必要はないのではないかということで、トウモロコシというふうにさせていただきたい。もちろん、**Bt10** というトウモロコシを名称で入れられればいいんですけども、そういうことはできませんので、トウモロコシ全体を監視するという形で届出を出していただく。

この届出制度によって、肥飼料検査所等が立入検査なり、それから検査分析なり、調査分析なりを、そのデータに基づいて実施していくことになるかと思います。

28 ページに、その根拠条文が書いてございます。今説明した内容でございますけれども、上の方の法律第 51 条に、飼料等の輸入の届出という制度が組み込まれているということでございまして、下の項目が届出する事項ですね。氏名、住所、名称、数量、相手先の氏名、荷姿といったものを届けていただくこととしております。

実際に現在、トウモロコシについては民間の協力もございますし、こちらからの通知もございまして、実際にはトウモロコシを輸入している商社さんから、こちらの方に船が入る直前ですが、入船情報という形で提供されておりまして、これに関する制度の導入は比較的スムーズにいくのではないかと考えております。

この件につきましては、相談事項、報告事項ではございませんで、ここでの審議事項となっておりますので、ひとつ、よろしくお願いいたします。

○矢野分科会長兼部会長 ただいまの御説明に対して、御質問、御意見をお願いします。これは審議事項でございます。

届出は、Bt10 はほかの南米等の国にも行っているけども、ごくわずかであるので、アメリカ1国としたいということです。

どうぞ、お願いします。

○荒川委員 この届出の法的根拠は51条ということなんですけども、28ページの方ですと、昭和51年につくられた施行規則の中で、五のところに「原産国名」と書いてありますけど、今回は51条の方ですと「輸入先」ということですので、こういうことはないかもしれませんが、アメリカから第三国に輸出して、それが日本に入ってくるようなことがないかどうかということと、そういう原産国をして、はっきり記載させる必要はないかどうかということなんですけど。

○矢野分科会長兼部会長 お願いします。

○濱本飼料安全管理官 基本的には、米国産の産地指定という形になりまして、第三国経由で入ってきた場合も、米国産であればそれは届出の対象になるというふうに、今考えております。そのこともありまして、五のところに「原産国名」というふうな形で入れることになろうかと思えます。

○矢野分科会長兼部会長 よろしゅうございますか。

ほかに。

こういう届出制というのは、現段階では必要だろうと思いますが。

よろしいですか。

それでは御意見ございましたけども、輸入届出に係る届出対象の指定について審議した結果、こういうことで可とするものとしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○矢野分科会長兼部会長 どうもありがとうございます。

それでは、輸入届け出に係る届出対象の指定について審議した結果、可とするものいたします。

(3) 公定規格の改正について

○矢野分科会長兼部会長 次に、議事4の(3)「公定規格の改正について」です。

事務局から概要について、御説明をお願いします。

○元村飼料安全基準班長 それでは、資料8に沿いまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、資料8の22ページをごらんいただきたいと思います。まず、飼料の公定規格の制度につきましての、ごく簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

資料の22ページですが、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第26条中で、農林水産大臣が、飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るために必要があると認めるときに、飼料の種類を指定しまして、その栄養成分量の最小量、または最大量、その他栄養成分に関し、必要な事項について規格を定めることができるということになっております。

飼料安全法の目的は、一つは飼料の安全性の確保でございますが、品質の改善という部分がございます、この部分での規定でございます。この規格の設定、改廃につきましては、第3条2項の規定を準用する、つまり審議会の御意見を伺うことになっております。

それから、公定規格が定められた飼料につきましては、27条第1項の中にごございますような、「規格適合表示」ができることになりまして、要すれば、公定規格という制度は農林水産大臣が、栄養成分に関する品質が優良な飼料の規格を定めまして、これに合う飼料に適合表示をつけることで、優良飼料を推奨するといった制度でございます。

23ページをごらんいただきたいと思います。これに基づきます公定規格が告示で定められておりまして、非常に長いものでございますが、その抜粋でございます。家畜の飼料はいろいろな種類のものがございまして、畜種ですとかステージごとにどれだけの成分量が最小、あるいは最大入っておればいいのかということにつきまして、その家畜の種類やステージごとに定められております。

こういったものについての規格に、実際合っているかどうかということをおのこの飼料について計算をする必要が配合飼料等、出てくるわけでございます。こういった計算ということになるわけですが、家畜の、特に消化性とかというようなものは、原料を家畜に給与しまして、与えた飼料の量からふんとして排せつされたものの量を差し引いて、実際に家畜が消化吸收した部分を求めることが必要になってくるわけですが、一々の飼料についてそういった形のごとくできませんので、途中ちょっと省略させていただきますが、そういった計算を簡略にするために、原料ごとにいろいろな栄養価が定められたものが公定規格の別表ということでございまして、26ページに別表の頭のところがございまして、穀類から始まりまして、いろいろな飼料の種類について、こういった原料ごとに栄養価で

すとか消化率といった、表として定められたものがあるわけでございます。

今回御審議いただく内容でございますが、この飼料の公定規格の別表の部分につきまして、原料の追加ということが幾つかございます。具体的には1ページをごらんいただきたいんですが、昨年12月24日にまず御審議いただきました、飼料分科会の栄養部会というのがございますが、そちらで御審議いただきました中で、ごま、ふすま、加湿加熱大豆油かす、脂肪酸カルシウム。それから1枚めくっていただきまして2ページにございますが、本日の午前中の栄養部会で、ポークミール（豚肉骨粉）につきまして、5品目の栄養価の設定についてでございます。

それからもう1つは、公定規格の別表の一部改正、これは原料名なり備考欄の改正ということが一つございますが、そういったことについて御審議をいただくということでございます。

以上でございます。

○矢野分科会長兼部会長 どうもありがとうございます。

それでは続きまして、家畜栄養部会長の古谷委員から、家畜栄養部会での審議結果について説明をお願いします。

○古谷委員 ただいま事務局の方から、概略は説明があったわけですが、私がやや詳しく御説明したいと思います。

平成16年12月24日及び本日の午前中に開催されました栄養部会の審議結果について御説明いたします。

昨年12月24日の当部会の概要は、この1ページにあるとおりでございます。ごま、ふすま、加湿加熱大豆油かす、脂肪酸カルシウム、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンの5品目につきまして、申請者から提出のありました試験データをもとに、栄養価を設定することの可否について審議を行いました。

審議の結果でございますけれども、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンにつきましては、引き続き審議することとされました。それ以外の4品目につきましては、一部追加資料の提出等を求めたわけでございますが、修正の上、可とされたわけでございます。

また、会議の概要の2に記載されておりますように、公定規格の別表に収載されております原料のうち、ふます（専管ふます、増産ふすま）の原料名及び備考欄につきまして、専管ふすま、増産ふすまの制度が既に廃止されておりますので、そのことから改正することについて審議を行ったわけでございますが、別表（案）のとおり改正することにつま

して、可とすることとされたわけでございます。

本日の午前中に開催されました当部会の概要につきましては、まだペーパー等にはなっておりませんが、2ページにその議事がございます。ポークミール（豚肉骨粉）及び2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンの2品目につきまして、申請者から提出のあった試験データをもとに、栄養価を設定することの可否について審議を行ったわけでございます。

審議の結果、豚肉骨粉につきましては一部案を修正の上、栄養価を定めることを可とされたわけでございますが、2番目の2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンにつきましては、さらに引き続き審議することとされたわけでございます。

以上でございます。

○矢野分科会長兼部会長 どうもありがとうございます。

次に、事務局から改正（案）について説明をお願いします。

○元村飼料安全基準班長 それでは、この資料8の3ページ以下をごらんいただきたいと思います。3ページは、昨年12月24日の栄養部会で審議いただいて、可とされた部分でございます。

まず頭の方からまいりまして、ごまでございます。これは区分としましては、穀類というところの区分に入れるということでございます。備考にございますように、「食用ごまの製造工程における振るい分け及び風力選別等により得られた軽比重ごまであること。栄養価は暫定的に定めたものである」ということでございまして、通常の食用のごまそのものではないということがはっきりわかるようにということで、この備考をつけるべきだというような御意見がございまして、そういう備考が加えられた形です。部会の方でいただいております。

具体的なデータは6ページ以降に載っておりますが、ダイジェストのデータでございますが、中身については省略させていただきます。

それから2番目といたしまして、ふすまということで、これは区分としましてはそうこう類（ぬか、かす類）となりますが、こういったものに含まれるという、この区分の中に定めております。

実は従来ふすまについては、2種類のふすまがこういう公定規格の別表に既にございました。通常のふすまというものと、専管、増産ふすまという2種類のふすまがあったわけですが、今回このふすまについては備考欄にありますように、「製粉歩どまり70%のふす

ま」。要は、小麦をどれだけ削ってふすまと小麦の部分に分けるかというところの歩どまりで、小麦の方の品質と、それから家畜に回る部分が決まってくるわけですが、専管、増産ふすまよりも歩どまりが若干高くて、通常のふすまよりは低いものについての規格を定めたわけでございます。その旨を備考欄に書いてございます。

これにつきましても、データは9ページ以降にございますが、中身については省略させていただきます。

3つ目といたしまして、加湿加熱処理大豆油かすでございます。これは区分としましては、植物性油かすの中に含まれます。一定の製法でつくられたものでございます。備考欄にそのつくり方、製造の方法についてございますように、「脱皮大豆油かすに大豆皮を3%程度混合したもの、または大豆油かすに30%程度加水した上で、90度以上で3時間程度加熱処理したもの」ということでございます。このデータにつきましては12ページ以降にございますが、中身につきましては省略させていただきます。

4つ目としまして、脂肪酸カルシウムでございます。脂肪酸カルシウムは脂肪原料として利用されるわけですが、従来、脂肪酸カルシウムということで、既に4つの値が定まったものがございます。原料となります脂肪酸の油の種類の違い等々で従来4つあったわけですが、今回新たにこの備考欄にありますような、大豆油の脂肪酸となたね油の脂肪酸を4:6~7:3で混合したものについて、栄養価を定めるということでございます。

いずれのものにつきましても、実際の現物の分析値、それから家畜に与えたときの飼養試験の結果といったもののデータをもとに、これらの値を定めるということでございます。

1枚飛ばして5ページを見ていただきたいんですが、昨年12月24日に栄養部会で審議いただいた中身でもう1点ございまして、先ほどふすまには従来2種類あるという話で、普通のただ単なるふすまというのと、専管ふすま、増産ふすまというものがありますというお話をしたと思います。

専管ふすま、増産ふすまというのは、制度的に家畜により栄養価の高いふすまを供給するという趣旨で、製粉歩どまりの低いふすまを政策的につくりまして、それを畜産農家に供給するという制度が昔ございまして、専管ふすま、増産ふすまと言っておったわけでございます。しかし、この専管ふすま、増産ふすまという制度自体はなくなりまして、ただ、そういった歴史的なもの、製粉歩どまり60%のふすまというものに対する需要なり供給がまだあるものでございます。

この制度がなくなりましたわけですが、別表の中に、現行のところに名称が残っており

ます。これにつきましては、この名称のところからは外して、備考欄に「製粉歩どまり 60% のふすま」ということを明記したい。これは今回特にふすまで 70%の歩どまりのものが、新たに加わるということもありますので、それとあわせて、そういった形での整理をさせていただきたいということで、部会の方に諮った案件でございます。

1 ページ戻っていただきまして、本日の午前中に栄養部会で審議をいただいた案件でございます。これにつきましてはことしの 4 月 1 日からでございますが、従来 B S E の関係で肉骨粉の家畜への給与ということが、平成 13 年から禁止となっておったわけですが、食品安全委員会でのリスク評価、あるいは資材審議会の審議をいただきまして、豚由来の肉骨粉につきまして、鶏あるいは豚の飼料に使用することにつきましては、リスク管理措置を十分行った上ですのであれば問題はないというような答申をいただいております。

それを受けまして、豚肉骨粉の利用の開始がことしの 4 月からあったわけでございます。しかしながら、豚の肉骨粉は従来の肉骨粉と若干栄養価が異なっております。1 つは当然のことですが、牛が入っていないということ。それともう 1 つは、骨とか肉の割合という部分でも違っているということがございまして、この栄養価の設定がないということが、ひとつこれの利用上問題となってくるということがございます。それで今回、豚の肉骨粉ということの栄養価を設定する必要性が生じてきたわけでございます。

ただし、従来肉骨粉につきましては、家畜に給与すること自体ができませんものですから、これについては飼養試験ができておりません。ここにつきましては、消化率の欄は従来の肉骨粉の数値を準用し、栄養価を求めるに当たっての一般成分分析という、粗たん白ですとか粗脂肪率といった成分の分析値は豚肉骨粉のデータを集めまして、そういったデータをもとにいたしまして、ここにありますような T D N、それから M E、これは代謝エネルギーですが、こういった値を設定して、これをその飼料の栄養価の計算に用いていただくという形をとりたい。ここにつきましては飼養試験を今後早急に実施していただいて、その値が出ましたら消化率の部分なり代謝率の部分のデータは見直すということでございます。

備考欄にありますように、C P (粗たん白) につきましてはデータ的に出ておりまして、60%前後ということでございますので、備考欄にその旨を書いております。これにつきましては、データは 19 ページ以降でございます。

以上、告示改正を御審議いただきたいということでございます。

○矢野分科会長兼部会長 どうもありがとうございます。

公定規格の改正ということで、その改正には飼料分科会の了承が必要であるということです。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

ただいま御説明ありましたけれども、4月1日から肉骨粉の中でも豚、鶏の肉骨粉は使えるようになったと。それでその栄養価を改正するというような作業ですが、まだデータがないので暫定値として出しますよと。早急に試験をしてデータを出すということなんです。ほかに4種類ほどの飼料の栄養価が出されてきているということです。

どうぞ。

○荒川委員 4ページの備考のところ、「豚由来の原料から製造した」という規定がありますけれども、原料として用いることは可能な豚の基準というようなものは、例えば病気の豚とか、そういうものは原料として使ってはいけないとか、そういう規定はどこか別のところに定められているのかどうかということです。

○矢野分科会長兼部会長 お願いします。

○元村飼料安全基準班長 豚の肉骨粉の使用を認めるに当たりましては、食品安全委員会でのリスク評価を受けておりますわけですが、その中で特にBSEの対策としまして、交差汚染防止対策をきっちりする必要があるということが、リスク管理措置としてとるべきだと、とらなければいけない。

豚以外の原料がまざらないようにという部分についてのリスク管理措置をとるということで、これにつきましては、1つは原料の供給者と、それから肉骨粉を製造するのはレンダリング施設となるわけですが、レンダリング施設との間できっちり契約関係を結びまして、また原料の発生するような事業所の方にもきっちりとした規定をつくらせまして、その間で、要は豚以外の原料の入らないもののみを供給するという体制が確保できたものを提供していただく。その部分について、特にレンダリングのところには肥飼料検査所の検査が入る。あるいは原料供給のサイドの方には、地方農政事務所という組織がございますので、そちらの方で調査が入るということで対応しております。

それから、BSE以外の病気につきましては特段の定めはございませんが、豚肉骨粉を製造する段階では加熱処理が入りまして、これは化製場法の中でそういった病原性のものがきっちりなくなるような条件での処理をするということが、従来からルールとしてございます。

○矢野分科会長兼部会長 よろしゅうございますか。

ほかに、御質問、御意見がございましたらお願いします。

ないようですので、御意見ございましたが、公定規格の改正について審議した結果、可とするものでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○矢野分科会長兼部会長 ありがとうございます。

それでは、公定規格の改正については審議した結果、可とするものといたします。

本日、答申する事項については審議が終了しましたので、事務局で答申（案）の準備をお願いします。

答申（案）ができるまで休憩とします。よろしいですか。

○濱本飼料安全管理官 お待ちください。

〔暫時休憩〕

○矢野分科会長兼部会長 よろしいでしょうか。

答 申

○矢野分科会長兼部会長 それでは答申（案）について、事務局から説明をお願いします。

○元村飼料安全基準班長 お手元に配られております答申（案）につきまして、読み上げて御説明にかえさせていただきます。

農林水産大臣 島 村 宜 伸 殿

農業資材審議会長 瀬尾 康久

飼料の公定規格の改正等について（答申）

平成 15 年 7 月 25 日付け 15 消安第 729 号、平成 16 年 12 月 22 日付け 16 消安第 7474 号及び平成 17 年 6 月 13 日付け 17 消安第 2546 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

第 1 飼料の公定規格の改正の可否について

次に掲げる事項について別記 1 及び 2 により措置することは適当と認める。

1 飼料の公定規格の備考の 3 の規定に基づく可消化養分総量等の計算方法の別

表に新たな原料を追加すること (別記 1)

別記 1 は後ろに別記として添付されております。

2 飼料の公定規格の備考の 3 の規定に基づく可消化養分総量等の計算方法の別表について一部改正すること (別記 2)

第 2 組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認について

次に掲げる飼料について安全性に関する確認を行うことは適当と認める。

ラウンドアップ・レディー・テンサイ H 7-1 系統

第 3 規格に合わない飼料に該当するおそれがある飼料の指定の可否について

このことについて、米国産とうもろこしを飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 51 条第 1 項の規定に基づき飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた規格に合わない飼料に該当するおそれがある飼料に指定することは、適当と認める。

以上でございます。

○矢野分科会長兼部会長 ありがとうございます。

答申（案）について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。手際よくつくっていただきましたけれども。

どうぞ。

○荒川委員 少し質問をさせていただきます。資料 8 の 27 ページの、輸入の届出の法律第 51 条第 1 項の規定に基づく指定の対象（案）となっていて、この枠の下のところは「輸入先国名」となっていますが、「輸入先国名」ということだと、先ほど私が御質問させていただいたような形の、必ずしも輸入国と原産国が一致しない可能性がありますので、ここの記載はこれでよろしいのでしょうか。

○濱本飼料安全管理官 ここの部分は「原産国名」というふうに直させていただきます。

○矢野分科会長兼部会長 ありがとうございます。

じゃあ、そこのところは「原産国名」という訂正をするということで。

ほかに意見ございますか。

ございませんでしたら、答申（案）につきましては、一部「原産国」というところを訂正した上で、案どおり決定したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○矢野分科会長兼部会長 どうもありがとうございます。

それでは一部、「原産国」というところを訂正した上で、案どおり決定させていただきます。

これを本日付で農林水産大臣に答申することとします。どうもありがとうございました。

○濱本飼料安全管理官 御審議、御答申をいただき、まことにありがとうございました。今後、本答申の御趣旨を十分に踏まえて、事務手続を速やかに進めさせていただきたいと思っております。

(4) そ の 他

○矢野分科会長兼部会長 それでは最後に、議事(4)「その他」でございますが、何かございますか。

○濱本飼料安全管理官 特にございません。

○矢野分科会長兼部会長 委員の方々もよろしゅうございますね。

それでは、以上で本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

本日の議事要旨について、委員の皆様に御確認をお願いしたいと思いますので、事務局は議事要旨の準備をお願いします。今、ちょうどこれ、届いています。

それでは議事要旨(案)について、事務局から説明をお願いします。

○元村飼料安全基準班長 それでは、議事要旨(案)を読み上げさせていただきます。

第12回農業資材審議会飼料分科会議事要旨(案)

日時及び場所

日時：平成17年6月15日(水) 13:30～16:00

場所：農林水産省第2特別会議室

出席委員(敬称略)

委 員：矢野秀雄、荒川宜親、渋谷直人、竹内俊郎、前田昌子

臨時委員：植松洋子、鬼武一夫、上村尚、児玉幸夫、小西良子、

渋谷淳、古谷修、中澤裕之、松本光人

会議の概要

1 組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認について

「ラウンドアップ・レディー・テンサイH7－1系統」の安全性に関する確認について、審議が行われた結果、可とされ、答申がなされた。

2 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 について

米国産とうもろこしを輸入届出に係る届出対象に指定することについて、審議が行われた結果、可とされ、答申がなされた。

また、Bt10 の安全性についての審議状況及び安全性評価が終了するまでの暫定的な措置として、飼料用トウモロコシ中の Bt10 について 1 %の許容基準を設定することについて報告が行われ、許容基準設定の検討案として了承された。

済みません、1点修正させていただきます。

今の「また」のところですが、「Bt10 の安全性の確認についての審議状況及び安全性評価が終了するまで」ということの「確認」という言葉を入れさせていただきたいと思います

3 公定規格の改正について

(1) 原材料の可消化養分総量又は代謝エネルギーに関する暫定値について

①ごま ②ふすま ③加湿加熱大豆油かす ④脂肪酸カルシウム

⑤肉骨粉（豚肉骨粉、ポークミール）

以上の5品目について、審議が行われた結果、新たに飼料の公定規格の備考の3の規格に基づく可消化養分総量等の計算方法の別表に暫定的に定めることについて、可とされ、答申がなされた。

(2) その他

飼料の公定規格の備考の3の規定に基づく可消化養分総量等の計算方法の別表について、ふすま（専管ふすま、増産ふすま）の原料名及び備考欄を改正することについて、審議が行われた結果、可とされ、答申がなされた。

以上でございます。

○矢野分科会長兼部会長 2の「また」というところで、「Bt10の安全性の確認についての審議状況及び安全性評価が終了するまで」ということの訂正があった上で、この議事要旨（案）について、御意見をお願いいたします。

○渡部委員 渡部ですけど、出席委員の中に入れてください。

○元村飼料安全基準班長 大変どうも失礼いたしました。修正いたします。

○矢野分科会長兼部会長 どうぞ、先生のお名前を追加してください。よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

それではお名前の追加と、2のところの一部訂正をして議事要旨にしたいと思います。

そのほか最後ですが、事務局の方から何かございますか。

○濱本飼料安全管理官 特にありません。

○矢野分科会長兼部会長 それでは、本日の飼料分科会及び同分科会安全性部会を閉会とします。

どうも御苦労さまでした。

閉 会